

伊達市告示第56号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1（特定建設作業の規則に関する基準）の付表第1号の規定により、市長の指定する区域を次のとおり定める。

平成24年3月30日

伊達市長 菊谷 秀吉

1 振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制に関する基準の区域

平成24年伊達市告示第54号により指定された地域のうち、第1種区域の全域並びに第2種区域内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。